

令和5年3月31日(金)総務常任委員会説明資料

議案第75号大津市市税条例の一部を 改正する条例の制定について

総務部 市民税課 資産税課

一部改正概要



目次

1 個人市民税関係	
(1)扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	・・・・・3ページ
(2)森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備	・・・・・3ページ
2 軽自動車税関係	
(1)自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化	・・・・・4ページ
(2)三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し	・・・・・4ページ
(3)軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長	・・・・・5ページ
3 固定資産税関係	
(1)長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る	
固定資産税額の減額措置の創設	・・・・・・6ページ
(2)課税標準の特例措置のうち「地域決定型地方税制特例措置	
(通称:わがまち特例)」に係る軽減割合の規定	・・・・・フページ

一部改正概要



1 個人市民税関係

(1) 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

(第40条の4の2第2、3、4、5、6項/令和7年1月1日施行)

● 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合に は、その異動がない旨の記載によることができることとする。

(2) 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

(第39条の9第2項、第42条第1、3項、第45条、第48条第1、2、3、5項、第52条第1、2項、第52条の2第1、2項、第52条の6第1、2項

/令和6年1月1日施行)

● 森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民 税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設ける。

一部改正概要



2 軽自動車税関係

(1) 自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化

(附則第15条の2の2第4項、附則第16条の2第3項/令和6年1月1日施行)

- 自動車メーカー等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる。
- (2) 三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し

(第88条第1号エ/令和5年7月1日施行)

●種別割区分について、ミニカーの区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。



(3) 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長

(附則第16条/令和5年4月1日施行)

●より環境性能の良い車両の普及を促進する観点から新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を 燃費性能に応じて軽減する適用期限を概ね25%軽減の営業用乗用車にあっては2年、当該営業用 乗用車以外の軽自動車3年それぞれ延長する。

特例割合	適用対象車	取得時期	延長期間
概ね75%	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車	令和8年3月31日まで	3年
概ね50%	2030年度基準90%達成 (営業用乗用車のみ)	令和8年3月31日まで (以降延長なし)	3年
概ね25%	2030年度基準70%達成 (営業用乗用車のみ)	令和7年3月31日まで (以降延長なし)	2年

上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成が必要

● 改正後の影響額

一部改正概要

軽減対象となる車両は、毎年、数十台となる見込から税収に係る影響は寡少と見込む。

一部改正概要



- 3 固定資産税関係
- (1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設 (附則第10条の2第21項、第10条の3第11項/令和5年4月1日施行)
- 長寿命化に資するための一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した一定のマンションについて、固定資産税(都市計画税は対象外、家屋のみ、上限100㎡)を翌年度に限り減額するもの。なお、減額割合は、「1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める。」とされたことから、参酌基準の「1/3」を採用する。

対象となるマンションの要件

(要件をすべて満たしていること)

築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること

大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること

長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために、必要な修繕積立金が確保されていること

● 改正後の影響額

現時点で本市内に本制度に基づく工事の実施を予定しているマンションはなく、税収に影響はない。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の 一部改正概要



(2) 課税標準の特例措置のうち「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」に係る

軽減割合の規定

(附則第10条の2第3、17、18、19項

附則第21条第1項、第21条の2第1、2、3、4、5項/令和5年4月1日施行)

●固定資産税(一部都市計画税含む)に係る課税標準の特例措置のうち、市町村条例によって軽減割合を 定めるとされる規定(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))に関し、軽減割合を下表の とおり定める。

対 象	軽減割合	
都市再生特別緊急整備区域内に取得した一定の公共施設	3/5	固定・都計
(特定都市再生緊急整備区域の場合)	(1/2)	
水防法に基づき指定された浸水被害軽減地区内の一定の土地	2/3	固定・都計
特定都市河川浸水被害対策法等により設置した一定の雨水貯留浸透施設	1/3	固定
特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された貯留機能保全区域内の一定の土地	3/4	固定・都計